

## 本山寺山森林づくりの会 規約

(名称)

第1条 本会は、「本山寺山<sup>もり</sup>森林づくりの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、公益社団法人日本山岳会関西支部(以下甲という)と、近畿中国森林管理局長(以下乙という)とで締結した「社会貢献の森における森林整備等の活動に関する協定書」に基づき、「日本山岳会関西支部本山寺山の森」における活動主体として、「甲の会員・会友」と「一般公募の会員」の社会的貢献活動により、森林の整備、自然環境の保全を行うと共に、会員相互の交流を通じて、自然保護の啓発と普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 京都大阪森林管理事務所(以下丙という)本山寺山国有林44外1林班の49.11haを対象とする「社会貢献の森」の名に相応しい公益事業と生物多様性や地球温暖化防止を兼ね備えた森林づくり活動
2. 作業歩道、自然観察路、植生調査や樹木調査、集水域と流域の水況調査、林床整備、間伐、植樹などの育林、標識などの作設等の活動
3. 森林教室、自然観察会、学習会、研究会などの催行
4. 森林ボランティア活動者養成を目的とする研修や学習活動
5. その他の森林づくり資する活動

(連携)

第4条 本会は、目的の達成及び事業活動の遂行に当り、次の連携及び協力を行う。

1. 甲の委員会及び自然保護委員会との連携及び必要に応じて調整や承認を受ける。
2. 乙、丙及び箕面森林事務所(以下丁という)との連携及び必要に応じて指導を受ける。
3. 乙、丙、丁との窓口業務は、原則として甲の自然保護委員会が行う。

(会員)

第5条

本会の会員は、この会の目的に賛同し、会員申込みにより登録した個人、法人、団体とし、入退会については第7条の理事会が決定する。

(事務所)

第6条 本会の事務所は、次の場所に置。ただし、必要に応じて分担窓口を設置できる。

大阪市東成区大今里2-5-12 大阪セルロイド会館205

公益社団法人日本山岳会関西支部内

(運営)

第7条 本会に理事会を設置して、運営にあたる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置き、職務の分担を行う。

1. 理事若干名、監事1名
2. 会長は、理事会で選任し、本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、理事会で選任し、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
4. 理事は、会務を分担して、その運営にあたる。
5. 監事は、業務及び会計の監査にあたる。

(役員を選任と任期)

第9条 役員は、会員の推薦により、甲の委員会の承認を経て、総会の承認を得るものとする。その任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問及びアドバイザー)

第10条 本会は、理事会の承認により顧問及びアドバイザーを置き、助言や技術指導を受けることができる。

(総会及び理事会)

第11条 総会及び理事会は、会長が招集する。

1. 総会は、毎事業年度ごとに1回以上開催し、規約の改廃、役員を選任、事業計画と予算、事業報告と決算、その他本会の重要運営事項について審議する。

2. 総会及び理事会は、2/3以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の2分の1以上をもって議決するものとする。

3. 総会及び理事会は、議事録を作成するものとする。

(会計)

第12条 本会の収入及び経費は、次のとおりとする。

1. 会費(年会費、参加会費)
2. 寄付金、助成金、その他の収入
3. 器具・機材費、通信連絡費、資料作成費、保険料、その他必要と認められる経費

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付則)

本規約は、平成24年6月17日から施行する。